

交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会整備新幹線小委員会
青函共用走行区間等高速化検討ワーキンググループ運営規則

平成29年4月3日
交通政策審議会陸上交通分科会
鉄道部会整備新幹線小委員会委員長決定

(総則)

第1条 交通政策審議会 陸上交通分科会 鉄道部会 整備新幹線小委員会 青函共用走行区間等高速化検討ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）の議事の手続きその他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 北海道新幹線の青函共用走行区間等の高速化について、社会・経済的な観点から検討を行う。

(ワーキンググループの構成員)

第3条 ワーキンググループに属するべき構成員は、鉄道局長が委嘱する。

(ワーキンググループの座長)

第4条 ワーキンググループに、座長を置き、当該ワーキンググループに属する構成員のうちから、委員長が指名する。

2 座長に事故があるときは、当該ワーキンググループに属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 ワーキンググループの事務局を鉄道局施設課に置く。

2 ワーキンググループの事務局長は、鉄道局施設課長とする。

(会議の招集)

第6条 ワーキンググループは、座長の指示により事務局長が招集する。

2 事務局長は、ワーキンググループを招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を構成員に通知する。

(議長)

第7条 座長は、議長としてワーキンググループの議事を整理する。

(構成員以外の者の出席)

第8条 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、ワーキンググループに出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録)

第9条 ワーキンググループの議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第10条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、ワーキンググループの議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月3日から施行する。